

令和3年度庄内町の高齢者福祉サービス

在宅高齢者軽度生活援助事業

担当：高齢者支援係

対 象	おおむね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者世帯等の方で疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する必要がある方、歩行困難な方		
	内 容	利用者負担	利用限度
	布団干し	87 円/ 回	週 3 回まで (1 回 1 時間以内)
	食材等の買い出し		
	食材の調理		
	ゴミ出し	22 円/ 回	
	暖房器の給油	87 円/時間	
	玄関、居間、寝室、台所、便所及び浴室の清掃	110 円/時間	
	住宅の雪囲いの設置及び撤去		
利用事業所	庄内町シルバー人材センター、JAあまるめ（抛り所しゃんしゃん）		



配食・見守りサービス

担当：高齢者支援係

対 象	要支援認定者・事業対象者		
内 容	原則週 1 回、注文を受けた食材等を直接手渡ししながら、健康状態や日常生活の状況も確認します。状況の変化に気づいた場合は、家族や関係機関へ連絡します。		
利用者負担	1 回 110 円 ※風車市場実施の清川・立谷沢地区は 1 回 200 円		
利用事業所	JAあまるめ（抛り所しゃんしゃん）、道の駅しょうない風車市場、主婦の店狩川店、肉のさとう ※事業者によって提供地域・配達日・配達内容が異なります。		

配食サービス事業

申込み：庄内町社会福祉協議会（Tel.56-3373）

対 象	65 歳以上の一人暮らしや高齢者夫婦世帯で、食事の調理が困難で見守りが必要な方		
内 容	安否確認を行いながら、週 2 回昼食（1 食 300 円）を配達します。		

おむつ支給事業

担当：高齢者支援係

対 象	①65 歳以上で庄内町に居住し、要支援・要介護認定を受けており、庄内町の介護保険の被保険者であり、介護保険料を滞納していない方 ②在宅で寝たきりや認知症により常時失禁状態を伴う方		
内 容	上記①、②のいずれにも該当する方に、支給決定月よりおむつ支給券が交付されます。 ■町民税非課税世帯 月 8,000 円 ■町民税課税世帯 月 4,000 円		



訪問理美容サービス事業

担当：高齢者支援係

対 象	おおむね 65 歳以上で理髪店及び美容院に出向くことが困難な在宅高齢者の方		
内 容	居宅で理美容サービスを提供するための出張旅費（1,000 円）を助成します。		
回 数	年間 6 回		

高齢者福祉温泉等利用事業

担当：福祉係

対 象	数え年 72 歳以上の方		
内 容	高齢者福祉温泉等入浴料金・理美容料金割引券（温泉等 380 円割引・理美容 200 円割引）を年間 5 枚交付します。		

高齢者外出支援事業

担当：高齢者支援係

対象	①65歳以上で庄内町に居住し、要支援・要介護認定を受けており、庄内町の介護保険の被保険者であり、介護保険料を滞納していない方 ②在宅で寝たきり状態にある方、重度の歩行障がいのため、車椅子を使用しなければ外出が困難な方
内容	上記①、②のいずれにも該当する方に、利用給付券が交付されます。介護タクシーでの医療機関への送迎に係る経費の一部を補助します。
利用者負担	町民税非課税世帯：利用事業所が定める料金の1/10 町民税課税世帯：利用事業所が定める料金の2/10 (ストレッチャー、車椅子利用は別途料金が加算される場合があります。)
利用事業所	余目タクシー、立川タクシー、庄交ハイヤー、酒田第一タクシー、大和交通 ※送迎先によっては、利用できない事業所があります。

電動三輪車等購入費補助事業

担当：福祉係

対象	運転免許書の交付を受けていない方で次のいずれかに該当する方 ①歩行の困難な70歳以上の方 ②身体障害者手帳を所持している方で下肢障害があり歩行が困難な方
内容	購入費の1/2以内とし、11万円を限度として補助します。

電動ハイブリット自転車購入費補助事業

担当：福祉係

対象	70歳以上の高齢者または身体障害者手帳を所持している方
内容	購入費の1/4以内とし、2万円を限度として補助します。



家族介護者交流激励支援事業

担当：高齢者支援係

対象	「要介護2」以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上」の方を在宅で介護している家族
内容	介護者を介護から一時的に解放するために、食事会や日帰り旅行等の介護者相互の交流会の実施及びこの事業に参加するために利用する介護サービスの利用者負担金等を助成します。

高齢者等安心通報事業

担当：高齢者支援係

対象	65歳以上の高齢者のみの世帯等で、慢性的な疾患を有する方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
内容	緊急通報機器、ペンダント型無線通報装置等を貸与し、緊急の援助を必要とする場合、救助を行います。
利用者負担	設置費用 町民税課税世帯：全額 町民税非課税世帯：半額 生活保護世帯：無料 ※設置費用は約15,000円です。
	保守費用 (月額) 町民税課税世帯：300円 町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯：無料

救急医療情報キット配付事業

担当：福祉係

対象	65歳以上の高齢者及び障害者のみの世帯や希望のあった方
内容	医療情報保管用の「救急医療情報キット」を無料で配布します。

【お問合せ先】庄内町保健福祉課 高齢者支援係 TEL43-0490、福祉係 TEL42-0149
※そのほか、地域包括支援センター(余目TEL45-1030、立川TEL51-2505)や、担当ケアマネージャー(介護保険サービスを利用の方)にもご相談できます。